

2011.10

PL Report <2011 No.4>

国内の PL 関連情報

消防署でスプレー缶、カセットボンベ引き取り

(2011 年 7 月 16 日 北海道新聞)

札幌市ではごみとして廃棄するスプレー缶などを、札幌市内の消防署と消防出張所の計 54ヶ所において無料で引き取ることに決めた。札幌市の家庭ごみ回収ルールでは、スプレー缶は穴を開けて捨てることになっているが、使用中のガスコンロ近くで穴を開けて引火し、やけどを負った人が、過去 10 年間に判明しているだけで 16 人に上っており、事故に不安を感じる市民に対応するため、札幌市内全消防署（出張所含む）で使用済みスプレー缶などの回収に踏み切った。

札幌市では穴を開けずに中身が残った缶がごみの日に出され、収集車がごみを圧縮する際に缶が破裂するなどした火災も、昨年度は 88 件発生している。

ここがポイント

全国的にスプレー缶、カセットボンベなどにかかわる事故が発生しており、国や地方自治体、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）、国民生活センターなどが事故の注意を呼びかけています。NITE の製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、「スプレー缶」による事故は、平成 17 年度（05 年度）から 21 年度（09 年度）の 5 年間に 159 件あり、そのうちの 7 割強を占める 117 件が引火・発火による破裂・火災事故です。またガス抜きの方法を誤り爆発、炎上した事故は 9 件で、重傷・軽症者は 10 名に上ります。

スプレー缶を廃棄する際は、「屋外の風通しの良い場所で、スプレーボタンを押すなどして、中身を出し切る。」「スプレー缶に中身が残っている状態で、釘などで穴を開けると、引火、爆発の危険性があるので、絶対に行わない。」よう製造事業者では注意喚起を行っていますが、事故はなかなか収束しません。札幌市の施策は行政側から実施する有効な対策と評価できますが、製造事業者としても例えば次のような製品のリスク低減対策の検討・実施も必要であると思われます。

1) 先ずはスプレー缶が保有する危険源の排除又は低減に有効な対策（本質安全策）の実施を検討する必要があります。具体的には、スプレー缶事故の 7 割強を占めている引火・発火による破裂・火災事故の危険因子から本質安全策を考えた場合、「スプレー缶封入圧縮ガスを可燃性から不燃性ガスに変更する。」ことにより火災事故の発生を抑制することが考えられます。

2) また、安全保護方策の観点から、スプレー缶製品の残留可燃性ガスを安全な場所で排出できる「中身排出機構」を装着、適切な環境で排出を行うことにより、安全に廃棄できるようにすることが考えられます。

3) その上で、スプレー缶の限られたスペースの中で、使用者が容易にわかる表示についてもあわせて検討することが考えられます。

このように製造事業者としては、製品の設計、製造から廃棄に至るまでのリスクを検討のうえ、想定される危険源に有効な対策をとるため、本質安全策、安全保護法策、注意警告表示の順で対策を検討・実施していくことが重要となります。

滋賀県にある日本ウォーターウォーク協会は、米国消費者製品安全委員会（CPSC）の 3 月 31 日付けの警告を受けて、同協会が 2008 年より開催してきた、「ウォーターボール（登録商標）」を使用しての水上歩行イベントを中止すると共に、同種のイベントに対して注意を呼びかけている。「ウォーターボール」は直径約 2.5m の透明のビニール製の球体で、中に人が入って歩く動作をすることにより球体が回転、移動し、水面を歩行しているような状態を楽しめる。市場では類似品が多種多様のブランド・商品名により、遊園地等で使用されると共に、個人にも通信販売も含めて販売あるいはレンタルされている。

CPSC によれば、その構造上、窒息や溺死の恐れがあるほか、ボールの動きを正確に操れないために、他の乗り物や壁と衝突し怪我をする可能性もあるという。警告を発信した時点で CPSC は 2 件の事故例の報告を受けているとのことであるが、消費者庁によれば日本での事故事例は無いという。

ここがポイント

この記事は、以下の点から注目されます。

- ・「ウォーターボール」による水上歩行の普及などに携わる日本国内の団体が、国内での事故事例が無いにもかかわらず、米国の製品安全当局の情報に基づいて、イベントを中止し注意を呼びかけたこと。
- ・CPSC の警告は、消費者に対して、“the water walking ball”を使用した” new type of water-related recreational activity (water walking)”に参加をしないように呼びかけたもので、特定の商品について構造の欠陥を指摘したり、商品の回収を命じたものではないこと。
（CPSC の警告の全文は、<http://www.cpsc.gov/CPSCPUB/PREREL/prhtml11/11185.html> を参照下さい。）

同協会は今年度のイベントの中止と同種活動の注意を呼びかけましたが、今後の安全対策やイベントの取り扱いをどのようにするのか、現時点で必ずしも明らかになっているわけではありません。しかし、CPSC の警告を契機とした今回の対応は、事業者が自社の製品安全を確保する上での示唆を含むと考えられます。

即ち、国内での事故例がなく、強制的に適用される法令や行政官庁による指導、要請等も特になく状況でありながら、海外のしかるべき機関（今回のケースでは CPSC）による警告を踏まえ、改めて製品の仕様によるリスクを検討したうえ、一定の対応を行っている点が注目されます。

なお、米国の CPSC のほか、欧州の RAPEX など海外諸国（主に先進諸国）の消費者安全に関係する行政当局が管理する事故情報等は、ホームページ上で公開されている場合があり、これらを自社のリスクアセスメントに活用し、アセスメントの精度を向上させることで、自社製品の安全性の向上に資する可能性があると考えられます。

消費者委員会が「トクホ」制度の見直しを検討

(2011 年 8 月 11 日 健康産業流通新聞)

特定保健用食品（トクホ）制度の見直しを検討していた消費者委員会の「特定保健用食品の表示許可制度専門調査会」（座長：女子栄養大学 山田和彦教授）の報告書が取りまとめられ、同委員会で報告された。

報告書では、トクホの表示許可後に新たな科学的知見が生じた場合に行なわれる再審査手続を迅速化させるための取り組みとして、1) トクホ許可事業者が責任を持って許可商品に係る新たな知見の収集を行い、対応策とともに消費者庁へ報告するような拘束力ある方策の検討と、2) 再審査手続の公平性・客観性を期した体制整備の検討、および3) 行政機関の適切な連携の下、新たな科学的知見を収集できる体制の充実を求めた。さらに、安全性及び効果等に関する新たな科学的知見の有無を更新時に確認できることなどから、許可更新制の再導入※を適当とし必要な検討を促した。

調査会の山田座長は、報告書に掲げた方策を実現させるため、審査体制の充実や安全性、有効性について一定の基準を示すよう求めるとともに、更新制について「4年あるいは8年という長いスパンで、新しい知見を逐次消費者庁で集める仕組みを作れば、再審査するための資料を確保でき、審査側の負担も少なくなるのではないかと語り、一定の期間を置く必要があるとの認識を示した。

※トクホ制度の発足当初（平成3年）は有効期間（2年間）が設けられていたが、更新に係る事業者の負担軽減の観点から、有効期間が4年間に延長（平成8年）の後、更新制自体が廃止（平成9年）された経緯にある。

ここがポイント

「特定保健用食品」は「医薬品」と「一般食品」の間に位置する「保健機能食品」のひとつです。（「医薬品」ではないため「健康増進法」・「食品衛生法」で定められています。）

「特定保健用食品」は、身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含んでいて、「お腹の調子を整える」など、特定の保健の目的が期待できることを表示できる食品と定められ、健康増進法第26条で定める登録試験機関での「生理的機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する科学的根拠に関する審査」結果により、内閣総理大臣の許可を受け、消費者庁長官に「許可証票」を得ることとなっています。

今回の制度見直しは、特定保健用食品の許可を受けた食用油に、発がん可能性成分が他の精製植物油より多く含まれていることが判明したため、事業者が自主的に「特定保健用食品許可証票」を返上したことが契機となり、表示許可後に新たな科学的知見が生じた場合に、健康増進法に基づき消費者庁が実施する再審査手続に関して、新たな科学的知見の報告の義務化、再審査手続後の注意喚起表示の義務付けや許可の一時停止、許可の更新性の再導入等の課題について検討が行われています。

「特定保健用食品」において、検討されている表示制度が改正施行され再審査・再評価制度が導入された場合、市場流通後に表示許可が取り消されたり、製品の自主回収を余儀なくされることも予想されます。事業者は、トクホ制度に関する検討動向を注視し続けると同時に、事業者独自で最先端の科学的・医学的知見の入手に努め、迅速かつ適切な判断と対応が可能な体制を整備することが期待されます。

海外の PL 関連情報

米国・消費者製品安全性改善法（CPSIA）の改正

米国において、2008年消費者製品安全向上法（CPSIA）の改正案が承認され、オバマ大統領の署名を受け、2011年8月12日から発効した。本法の目玉の一つは、新しい小児用玩具の許容鉛含有率を300ppmから100ppmへ減少させるもので、2011年8月14日以降生産される玩具に適用される。また、本法は消費者製品安全委員会（CPSC）がホームページ上で公開している製品事故情

報のデータベースに関わるいくつかの変更も行っている。

ここがポイント

法案の検討過程において、今回の小児用玩具の許容鉛含有率の引き下げ(300ppm→100ppm)について、一部の製造者は、この基準は小児が玩具を噛むことによる危害の懸念を緩和するが、過去の在庫を抱える小規模事業者には過大な負担になると主張していました。このような批判を受け、今回承認された法案では、2011年8月14日以降生産される玩具に適用を限定し、金属製アクセサリなど一部製品を除き、中古玩具を新許容基準の対象から除外しています。また、本法案では、規制遵守について第三者機関による試験実施、証明書添付等についても規定していますが、小規模生産品については第三者試験を除外する旨および使用者がアクセスできない内部部品へのフタル酸塩許容量に関する規制の適用除外などを定めています。

また、CPSCの事故情報データベースについても、不正確な製品事故情報が掲載される可能性があることについて事業者等からの批判を踏まえて、本法はいくつかの変更を行っています。具体的には、もし「製品事故情報の内容やコメントが正確性を大いに欠く」との通知をCPSCが受けた場合、公開を延期することを本法案は求めています。また、消費者製品の事故通知を受けた場合、製品モデルやシリアル番号、または番号が分からない場合には写真を求めることをCPSCに求め、これらの情報は直ちに製造事業者へ送付されることとされました。

今回の法案は、全体として子供用製品の規制強化による小児の保護を推進する一方、中小事業者への適用除外や不正確な製品事故情報の取扱いの改善など、事業者の負担とのバランスを考慮した内容となっています。

欧州・RoHS 修正指令の施行

欧州議会と欧州連合理事会の合意により、電気および電子機器（“EEE”）に関わる現行の危険物質の規制に関わる指令（Restriction on Hazardous Substance - “RoHS”）の修正指令が採択された。新しい修正指令は、7月1日付でEUの官報に掲載され（施行は7月21日）、加盟国は18ヶ月以内（2013年1月2日）に、国内法に組み入れ、これを導入しなければならないこととされた。

ここがポイント

RoHSは2003年に始めて導入され、EEEに関わる6種類の物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）の利用を禁止するものです。今回の修正指令では、従来、対象外製品とされていた医療機器、監視・制御機器、ケーブルおよび修理用部品等を含め、EEE全般に適用対象が拡大されました。同時にRoHS体系から除外される製品群も明確にされ、それらには光電池パネル、大型固定機器、軍事物資、特定用途の公道外走行機械、埋め込み型医療機器、宇宙での使用装置が含まれます。

また、従来の指令では、適合を証明することは求められていませんでしたが、修正指令がEU加盟国で導入されれば、EEEの流通に関わる全ての関係者（製造者、輸入業者、販売業者）において、適合に係る製造業者のアセスメントに基づくテクニカルドキュメントの作成、CEマーキングの適用など、適合を証明する義務が生じることになります。（従来は法的義務を負うのは製造者だけであった。）

新たに RoHS の対象となった製品については、製品ごとに適用猶予期間が設けられることになっていますが、追加対象製品に関わる事業者は、自社製品について RoHS 禁止物質の含有がある場合、その対応を検討しておく必要があります。加えて、従来からの対象製品に関わる事業者においても、適合証明の導入等を受け、管理体制の強化等を含む対応の検討・実施が重要となります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2011